

あいちの離島PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あいちの離島PRキャラクター「たこみちゃん」、「しらっぴーな」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）をイベント等、適当と認められる場合に貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用手続き)

第2条 着ぐるみの使用に関する手続きを次のとおり定める。

(1) 申込資格者

町内の自治会、コミュニティ団体、公共的団体、その他町長が必要と認めた団体。

(2) 貸出条件

ア 両島のイメージを損なうような使用をしないこと。

イ 政治、宗教、思想、営利等の活動に利用しないこと。

ウ 法令及び公序良俗に反しないこと。

エ 補助者が必ず1人以上付くこと。

オ 壊れやすい物のため、大切に扱うこと。（破損または汚損壊した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行うこと。）

カ 火気・水気に近づけないこと。

キ 着ぐるみで事故があった場合、主催者の責任とすること。

ク 着ぐるみ内は高温になるため、中にはいっている人のケアを随時行うこと。

ケ 着ぐるみ着用時は、キャラクターイメージの保全上、原則声を出さないこと。

(3) 着ぐるみに入る者の制限

ア 中学生以上（18歳未満は必ず保護者または責任者の同意を得ること。）

イ 身長165cm程度（身長の高い方は動きづらくなる。）

(4) 申込期間

随時申込受付

(5) 申込方法

申し込みは、貸出日の10日前までにインターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信（以下、「電子申請」という。）し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(6) 注意事項

ア 貸出期間が重複する場合は希望に沿えない場合があるため、申込みの際は事前に空き状況を確認すること。

（審査・承諾）

第3条 町長は、提出された申込内容を審査し、「着ぐるみ貸出決定通知書」（様式第1号）により速やかに通知する。

（使用料）

第4条 使用料は、無料とする。

（返却）

第5条 返却に関しては、次のとおり定める。

(1) 返却予定日までに返却すること。ただし諸事情により指定期日での返却が困難な場合等は、適宜相談する。

(2) 使用後は着ぐるみの状態を点検のうえ、電子申請により使用実績を報告し返却すること。

（留意事項）

第6条 使用者は、使用の際に次の事項に留意すること。

(1) 町長は、決定通知書をすでに交付した場合でも止むを得ない事情があると認めた場合は、使用承諾を取り消すことができる。

(2) 別添の「あいちの離島PRキャラクター着ぐるみ取り扱いマニュアル」を遵

守し、適切に利用すること。

(3) 着ぐるみの使用にあたって必要となる搬出入は使用者が行うものとする。

(4) 雨天等で天候が悪化している場合の屋外使用は認めない。

(5) 着ぐるみの使用に際しては、安全に十分配慮するとともに、補助者が必ず1人以上付くこと。

(6) 使用の際に着ぐるみに損傷を生じさせた場合、その損傷は使用者の責任において修理、修復をすること。なお、通常の使用により相当と認められる損耗についてはこの限りでない。また、修理、修復が困難な状態まで損傷した場合においては、使用者が代替物作成費用を負担すること。

(7) 着ぐるみの使用に際しては、常に周囲の安全等に留意し、使用に当たって発生した事故等については、使用者の責任において適切に処理すること。

(8) 着ぐるみの改造は認めない。

(9) 虚偽の申請により着ぐるみを使用しようとする者または上記条件に反する者が主催する行事等に対しては、使用承諾を取り消すものとする。

(10) 使用後は、直射日光を避け、陰干しの上、返却すること。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。